

## 重要事項説明書・サービス内容説明書

指定居宅療養管理指導事業所 医療法人社団静美会駒込かせだクリニック運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、居宅を訪問して病状、おかれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言等を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。

事業の実施に当っては、関係区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと、緊密な連帯に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名 称 医療法人社団静美会駒込かせだクリニック
- 二、事業所所在地 東京都文京区本駒込 4-19-16 タウンハイム本駒込 1F

(職員の職種、及び勤務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりである。

- 一、職 員 医師 加勢田 美恵子
- 二、員 数 2人
- 三、職 務 内 容 指定居宅療養管理指導の提供

(営業日及び営業時間)

第4条 月一土曜 午前9時00分から1:00 午後 3時から6時（水・土は除く）

(事業の内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。

- 一、要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる
- 二、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三、要介護者又は家族に対し、居宅サービス利用上留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 四、その他、療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第6条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりである。

- 一、居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額(1割又は2割)を徴収する。(1割) 月に1回...299円 月に2回...598円  
(2割) 月に1回...598円 月に2回...1,196円  
(3割) 月に1回...897円 月に2回...1,794円

二、居宅療養管理指導に要した、交通費については、実費を徴収する。

前項の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるも

のとする。

#### (苦情処理)

第7条 居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速且つ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

#### (その他の運営に関する重要事項)

第8条 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う。

諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要対応をう。提供した指定居宅養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。

#### 非常災害時の対応

事業所は、災害対策委員会を設置し、災害が起きた場合においても、なるべく通常に近い状態でサービスができるように、定期的な会議や研修・訓練をします。

- 一. 地震・風水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、職員の安全も考慮し、サービスの提供の日程変更や中止をお願いする場合があります。その場合は事業者からご連絡致します。

#### 感染症対策の強化

事業者は、感染者（感染疑いを含む）が発生した場合においても、なるべく通常に近い状態でサービスができるように感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備し、定期的な会議や研修・訓練を実施します。

- 一. ご利用者様は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあります。このことに留意して、事業所は感染拡大防止に努めます。

#### 虐待防止に関する事項

事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等の為の虐待防止対策委員会を設置し、定期的に会議や研修を行い、職員への周知徹底を図っています。

- 一. 虐待には、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待があります。ご利用者様のためと誤ってしていることが虐待につながる場合があります。些細な事でも積み重ねることにより、大きな影響を与えることがあるので虐待に繋がる恐れのある時にはお声掛けさせていただきます。
- 二. サービス提供中に養護者（ご利用者様を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにこのことを区に通報します。

#### ハラスメント防止対策について

事業者は、職員が快く働ける場所であるために、ハラスメント防止対策を検討する委員会を設置し、定期的に会議や研修を行い、職員への周知徹底を図っています。

- 一. 職員から気になる言動を受けた場合には、第7条に記した窓口にご連絡ください。状況を把握し改善に努めてまいります。
- 二. サービス提供中に職員が、ご利用者様、ご家族様から暴力、ハラスメント行為を受けた場合には、サービスを中止し退出させていただきます。状況の改善や理解が得られ

ない場合は契約を解除する場合があります。

(附則) この規定は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

改定 平成 26 年 4 月 1 日

改定 平成 27 年 8 月 1 日

改定 平成 30 年 4 月 1 日

改定 平成 30 年 8 月 1 日

改定 令和元年 10 月 1 日

改定 令和 3 年 4 月 1 日

改定 令和 3 年 10 月 1 日

改定 令和 6 年 6 月 1 日

改定 令和 7 年 4 月 1 日

当事業者は、サービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項説明書の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者住所 東京都文京区本駒込 4-19-16 1 階

事業者名 医療法人社団 静美会

事業所名 駒込かせだクリニック

事業所番号 1310527929

代表者名 加勢田 美恵子 印

説明担当者 小玉 ひろ子 印

上記の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者住所

氏名 印

利用者代理人住所

氏名 印 (続柄: )